

## 全体についての消防計画

\*管理権原者とは防火対象物内の各事業所の経営者又は賃借人等が該当します

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が、  
の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震  
その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(全体の消防計画の適用範囲)

第2条 この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、  
に勤務し、出入りする全ての者とする。

(管理権原者の責務)

第3条 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

2 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせること。

協議の方法は、  
で協議することとする。

3 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。

4 管理権原者は、統括防火管理者を定めたとき（変更したときも含む。）は、消防長に届け出る。

5 前項の届出に際しては、防火対象物等における管理権原者の主要な者として  
を指定し、届け出を行うものとする。

(防火管理者の責務)

第4条 防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けること。

(1) 防火管理者が選任又は解任されたとき

(2) 事業所の消防計画を作成又は変更するとき

(3) 防火対象物の法定点検の実施及び結果について

(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について

(5) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき

(6) 多量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき

(7) 避難通路の変更を行うとき

(8) 内装改修又は改築等の工事を行うとき

(9) 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき

(10) 消防機関が行う検査等の実施及び結果について

(11) 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき

(12) その他火災予防上必要な事項

2 防火管理者は、この全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。

(管理権原者の管理の範囲)

第5条 各テナントの管理権原の及ぶ範囲は、各管理権原者の占有する部分とし、別表1「防火対象物の管理権原者の権原の範囲」のとおりとする。

2 防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。

(1) 防火対象物の法定点検は、 の責任により行う。

(2) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

3 消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。

(1) 消防用設備等の法定点検は、 責任により行う。

(2) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。

(3) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

4 統括防火管理者は、別表2「防火対象物等の自主点検チェック表」「消防用設備等の自主チェック表」に基づき、自主点検を実施するものとする。

5 統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果の記録を防火管理維持台帳に3年間保管する。

6 統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

(自衛消防訓練)

第6条 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を実施する。

訓練内容	実施月
消火訓練	月・月
通報訓練	〃
避難訓練	〃

2 統括防火管理者は、別表3「消防訓練通知書」を防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管すること。

(避難施設等の維持管理及びその案内)

第7条 統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

(1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設

- ア 避難の障害となる設備又は物品を設けない。
- イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。
- ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

(2) 安全区画、防煙区画の維持管理

- ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
- イ 閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

(3) 避難経路の案内

各防火管理者は、在館者（以下「従業員等」という。）に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

(自衛消防活動)

第8条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は、相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

(1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。

(2) 消火活動

- ア 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。
- イ 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

(3) 避難誘導

- ア 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。
- イ 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

(消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導)

第9条 火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の \_\_\_\_\_ に消防隊の誘導・情報提供のための配置員を配置する。

(教育・資格管理業務)

第10条 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

- 2 統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物の全体についての訓練時にあわせて実施する。
- 3 統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は、次による。

- (1) 全体についての消防計画の内容周知
- (2) 各事業所の権原の範囲とその責務等
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
- (7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

4 各管理権原者は、防火管理者の資格管理を適正に行い、甲種防火管理者再講習義務のあるテナントは、当該講習の受講を徹底する。

(震災予防措置)

第11条 統括防火管理者は、地震時の二次災害の発生を防止するため、次の措置を行う。

- (1) 防火対象物及び防火対象物に付随する施設並びに店内に陳列又は設置する物件の倒壊・転倒、落下等の防止
- (2) 火気使用設備器具等の転倒、落下防止並びに自動消火装置及び燃焼自動停止装置等についての作動状況の点検
- (3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止

(全体についての防火管理業務の一部委託)

第12条 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）及びその業務の範囲等については、別表4「全体についての防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

この消防計画は、平成 年 月 日から施行する。

別表1 (第5条関係)

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		所有部分		権原の範囲	
番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲	番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲

(備考) 平面図又は立面図等を添付し、明確に示す。

別表2 (3条関係)

## 自主検査チェック表「消防用設備等」

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 ( 年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) ( 年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 ( 年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 ( 年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定式) ( 年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 ( 年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 ( 年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 ( 年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	

自動火災報知設備 ( 年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 ( 年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 ( 年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機的外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル ( 年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 ( 年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
避難器具 ( 年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 ( 年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 ( 年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 ( 年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	

連結送水管 ( 年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 ( 年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備 考		
検 査 実 施 者 氏 名		統括防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに管理権原者に報告する。

(凡例) ○…良    ×…不備・欠陥    ⊗…即時改修



別表2 (3条関係)

## 自主検査チェック表「防火対象物等」

実施項目及び確認箇所		検査結果		
建 物 構 造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。			
防 火 施 設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。			
		(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。		
			(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
				(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。				

火 気 使 用 設 備 器 具	(1)	<b>厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等</b>		
		① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。		
		② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。		
		③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。		
		④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。		
(2)	<b>暖房器具（ガストーブ、石油ストーブ等）</b>			
	① 自動消火装置は、適正に機能するか。			
電 気 設 備	(1)	<b>変電設備</b>		
		① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。		
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。		
	(2)	<b>電気器具</b>		
		① タコ足の接続を行っていないか。		
② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。				
危 険 物 施 設	(1)	<b>少量危険物貯蔵取扱所</b>		
		① 標識は掲げられているか。		
		② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。		
		③ 換気設備は適正に機能しているか。		
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。		
		⑤ 整理清掃状況は適正か。		
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。		
	⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2)	<b>指定可燃物貯蔵取扱所</b>		
		① 標識は掲げられているか。		
② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。				
③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。				
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	統括防火管理者
構造関係 _____	年 月 日		年 月 日	
防火関係 _____	年 月 日		年 月 日	
避難関係 _____	年 月 日		年 月 日	
火気設備器具 _____	年 月 日		年 月 日	
電気設備 _____	年 月 日		年 月 日	
危険物施設 _____	年 月 日		年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

## 消防訓練通知書

年 月 日			
十日町地域広域事務組合消防長 様			
防火管理者 職・氏名			
消防計画に基づく消火訓練及び避難訓練を実施するので、消防法施行規則第3条第11項の規定により、次のとおり通知します。			
訓練日時	年 月 日		時 分 ~ 時 分
事業所名称		用途	
事業所所在地	TEL ( )		
参加人員	名	担当者(職・氏名)	
消防職員派遣の要否	要・否 (要にあつては、実施日等について、事前に打ち合わせすること。)		
訓練内容	1 消火訓練      2 避難訓練      3 通報訓練 4 その他の訓練 ( )		
訓練概要（具体的に記入すること）			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 訓練内容及び消防職員派遣の要否欄については、該当するものを○で囲むこと。  
2 訓練計画書がある場合は、添付すること。  
3 ※印の欄は記入しないこと。

別表4（第12条関係）

全体についての防火管理業務の一部委託状況表

受託者	氏名（名称）		
	住所（所在地）	電話 _____	
	担当事務所		
	住所（所在地）	電話 _____	
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	
		<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）	
		<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	
		<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務	
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	
		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護	
		<input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
		<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他	
	方法	常駐場所	
		常駐人員	
		委託する防火対象物の区域	
		委託する時間帯	
	巡回方式	範囲	
		<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）	
<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理			
<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務			
<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動			
	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護		
	<input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
	<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他		
方法	巡回回数		
	巡回人数		
	委託する防火対象物の区域		
	委託する時間帯		
遠隔移報	範囲		
	<input type="checkbox"/> 消防設備等の遠隔監視・操作業務		
	<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		
	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護		
	<input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
	<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他		
方法	現場確認要員の待機場所		
	到着所要時間		
	委託する防火対象物の区域		
	委託する時間帯		